

第 20 回

安平町子ども・子育て会議

議 案

とき 令和4年9月29日（木）15:00～
ところ 安平町総合庁舎（早来庁舎）大会議室

日程

- (1) 委嘱状交付
- (2) 町長 開会あいさつ
- (3) 事務局説明
 - ① 本会議の流れ（全体説明）について
 - ② 安平町子ども・子育て会議の概要について : 資料1
- (4) 審議事項
 - ① 安平町子ども・子育て会議運営要綱の改正について : 資料1
- (5) 協議事項
 - ① 第2期安平町子ども・子育て支援事業計画中間見直しの方向性 : 資料2
 - ② 第3期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた方向性 : 資料3
- (6) 報告事項
 - ① 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）進捗報告 : 資料4
 - ② はやきた子ども園一みなくる間町道の廃道について : 資料5
- (7) 委員発議
 - ① 福田委員
「放課後児童クラブの現状・通園バスの現状・病児保育への考え方」（仮）
 - ② その他
- (8) その他連絡事項等
 - ① 安平町内の民間事業者による放課後等デイサービス事業の開始について
(事務局より)
 - ② その他
- (9) 町長 閉会あいさつ

令和4年9月29日まで開催
第20回安平町子ども・子育て会議
資料1

安平町子ども・子育て会議の概要について

安平町子ども・子育て会議の概要について (設置根拠：安平町子ども・子育て会議条例)

子ども・子育て会議

(1)役割

子ども・子育て支援法に定める事務や子ども・子育てに関する町の施策について、町長・教育委員会の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の定員の設定について
- ②安平町子ども・子育て支援事業計画の策定、変更、実施状況の点検・評価について
- ③町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況について

(2)組織

- ①委 員：15人以内 委員名簿 別紙のとおり
- ②任 期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役 職：委員長、副委員長（各1名）
- ④事務局：教育委員会事務局

付
託
・
報
告

子育て支援部会

(1)役割

- ①認定こども園・保育所・幼稚園等の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ②地域子育て支援事業、妊婦検診、一時預かり、放課後児童クラブ等の事業量、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委 員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任 期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役 職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局学校教育グループ

青少年部会

(1)役割

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委 員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任 期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役 職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局学校教育グループ

委員・部会委員（案）名簿 （任期：R3.11.1～R5.10.31）

R4.9.1現在

■子ども・子育て会議委員（第3条関係）

No.	役職	所属	氏名（敬称略）	フリガナ	備考
1	安平町長		及川 秀一郎	オイカワ シュウイチロウ	継続
2	安平町教育委員会教育長		種田 直章	タネダ ナオアキ	//
3	安平町校長会		花田 啓光	ハナダ ヒロミツ	//
4	はやきた子ども園園長		福田 剛	フクダ ツヨシ	//
5	おいわけ子ども園園長		山城 義真	ヤマシロ ギシン	//
6	はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表		添谷 信隆	ソエタニ ノブタカ	新任
7	おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表		田畠 正人	タバタ マサト	継続
8	有識者／保護者		石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	//
9	安平町PTA連合会会長		秋田 実	アキタ ミノル	新任
10	安平町子ども会育成連絡協議会会長		内田 昌利	ウチダ マサトシ	継続
11	安平町民生委員協議会会長		中村 力	ナカムラ ツトム	//

【参考】子ども・子育て会議部会（第7条関係）

◎子育て支援部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1	おいわけ子ども園園長		山城 義真	ヤマシロ ギシン	会議委員兼務
2	はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表		添谷 信隆	ソエタニ ノブタカ	会議委員兼務
3	おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表		田畠 正人	タバタ マサト	会議委員兼務
4	有識者／保護者		石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	会議委員兼務
5	安平町校長会		山田 耕一	ヤマダ コウイチ	継続
6	はやきた子ども園園長		福田 剛	フクダ ツヨシ	会議委員兼務
7	有識者		松田 剛史	マツダ タケシ	//
8	安平町民生委員協議会主任児童委員		垣内 敦子	カキウチ アツコ	//
9	子育てサポートーの会ありす会長		川崎 知子	カワサキ トモコ	//
10	安平町人権擁護委員協議会代表		沼田 厚一	ヌマタ コウイチ	//

◎青少年部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1	安平町民生委員協議会会長		中村 力	ナカムラ ツトム	会議委員兼務
2	安平町PTA連合会会長		秋田 実	アキタ ミノル	会議委員兼務
3	安平町子ども会育成連絡協議会会長		内田 昌利	ウチダ マサトシ	会議委員兼務
4	安平町校長会		花田 啓光	ハナダ ヒロミツ	会議委員兼務
5	北海道追分高等学校校長		石若 拓哉	イシワカ タクヤ	新任
6	安平町更生保護女性会会長		長山 絹枝	ナガヤマ キヌエ	//
7	苫小牧警察署早来駐在所所長		千葉 祐一	チバ ユウイチ	継続
8	保護司		八木 韶子	ヤギ キヨウコ	//
9	安平町防犯協会会长		工藤 隆男	クドウ タカオ	//
10	有識者		野村 治男	ノムラ ハルオ	//
11	有識者		丸子 明人	マルコ アキヒト	//

安平町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、安平町（以下「町」という。）が実施する児童福祉法（平成22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を、委員の中から互選する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第7条 会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第2項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(事務)

第8条 会議の事務は、教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員及び臨時委員に対し、安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第38号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(安平町青少年問題協議会条例の廃止)
- 2 安平町青少年問題協議会条例（平成18年安平町条例第76号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において委嘱又は任命されている安平町青少年問題協議会の委員の任期は、この条例による廃止前の安平町青少年問題協議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。
(準備行為)
- 4 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される会議の委員の選任のための手続及びこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を次のように改定する。
別表職名等の欄中「、青少年問題協議会、文化財保護委員会及び学校給食センター運営委員会」を「文化財保護委員会、学校給食センター運営委員会及び子ども・子育て会議」に改める。

安平町子ども・子育て会議運営要綱

平成25年 8月 2日

改正 令和元年11月13日

改正 令和4年 9月29日

安平町子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、安平町子ども・子育て会議条例（平成25年安平町条例第28号。以下「条例」という。）により設置される安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理人の出席等)

第3条 委員長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席)

第4条 会議は、具体的な検討にあたっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

(会議の公開等)

第5条 会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を

とることができる。

(議事録)

第6条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）
 - 三 議事となつた事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第7条 条例第7条の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

- (1) 子育て支援部会
- (2) 青少年部会

(所掌事項)

第8条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子育て支援部会
 - ア 幼児期の学校教育・保育の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期の検討
 - イ 地域子ども・子育て支援事業の事業量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の検討
 - ウ 子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討
 - エ その他必要な事項
- (2) 青少年部会
 - ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議
 - イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整

ウ その他必要な事項

(庶務)

第9条 部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるグループにおいて処理する。

- (1) 子育て支援部会 教育委員会学校教育グループ
- (2) 青少年部会 教育委員会教育指導グループ

(雑則)

第10条 この規則に定めるものほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 第1条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

令和4年9月29日開催
第20回安平町子ども・子育て会議
資料2

安平町子ども・子育て支援事業計画（第2期） の中間年の見直しについて

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

安平町では、この新制度を円滑に実施し、子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的・一体的に推進するための指針として、平成 27 年度から平成 31 (令和元) 年度までの 5 か年を計画期間とする「安平町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。そして現在は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間とする第 2 期目の「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和 2 年 3 月に策定（同年 11 月に一部変更）し、『子どもにやさしいまちづくり』をスローガンにこれを推進しているところです。

【現行計画】大冊につき添付を省略しています。HP をご覧ください。

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku/kosodate/1050>



2. 計画の内容と中間年の見直しについて

計画には、幼児の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業に関する

- ・「量の見込み」 → どれだけご利用いただけるかを推計するもの
- ・それに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期（確保方策）」 → ご利用いただくために確保するキャパシティとその具体的な時期

について定められており、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年（令和 4 年度）で見直しを行うこととしています。計画の見直しにあたっては、計画の策定時と同様に、安平町子ども・子育て会議において意見を聴くこととされています。

3. 第 2 期計画の令和 4 年度中間年見直しの方向性について

第 2 期計画は、第 1 章から第 6 章で構成されています。このうち第 4 章が「量の見込みと確保方策」を示す部分です。また、これを推計するために第 2 章において安平町の「子どもたちを取り巻く環境」（人口推計など）について分析行っています。

よって、本中間年見直しでは、主に第 2 章と第 4 章について重点点検し、例年 2 月に開催される次回子ども・子育て会議にて、見直し案を審議いただくことを想定しています。

なお、第 2 期計画策定時において、児童の実態について直接児童からアンケートを取るべきとのご指摘をいただき、中間年見直し時に実施することとされています。『子どもにやさしいまちづくり』を目指す当町にとって、児童から直接意見を聴くことは大変重要であることから、本見直しに係る分析資料として実施したいと考えます。

4. 中間年の見直しに対する基本的な考え方とポイントの整理

直近の出生率、子育て世代の転出入状況を踏まえた人口推移や、女性の就業率の上昇と共に伴う子ども園等への入所低月齢化など、児童教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需給状況と今後の推計について、計画と大きな隔たりのある項目がないかを見直していきます。

【重要ポイント】

- ①昨今、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業：いわゆる学童）の利用者数が増加傾向にあることから、今後の利用見込みについてアンケートにより保護者へ直接確認することを検討
- ②病児保育については、令和7年度からの運用開始を想定し準備を進めているため、この旨を記載する方向で検討
- ③「子ども家庭センター」の設置等、改正児童福祉法への対応に関する記載の検討
- ④その他国の本計画に関する基本指針、昨今成立している子ども基本法や医療的ケア児支援法、コロナ対応関係、町長公約新条例に関する記載の検討

5. アンケート内容の方向性

3及び4に記載のとおり、本中間年見直しを実施するに当たり、その取組みの趣旨や分析したい項目に応じて、「児童に聞くこと」と「保護者に聞くこと」に分けて整理します。実施時期については、令和4年中のできるだけ早い時期を想定します。

【児童に聞くこと】

『子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体』として、子どもの権利に関する分析が不可欠ですので、これに対応した質問を想定しています。なお、権利について質問する前に「権利」とはどういったものかを児童へ周知する機会としても捉えていきたいと考えます。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・意見を聽かれていると感じるか | ・それを感じるとき主にはどんなときか |
| ・何があると聽かれていると感じるか | ・どういった仕組みだと言いやすいか |
| ・大人に信頼されていると感じるか | ・大人と対等な関係を築きたいか |
| ・CFCI を知っているか | ・放課後どのように過ごしているか |

※川崎市等子どもの権利関係先行自治体の調査も参考にする。

※学校での先行調査結果も参考にする。（R4 全国学力調質問紙調査）

※過ごし方については、遊び場ネットワーク等の先行調査も参考にする。

【保護者に聞くこと】

量の見込みや町の施策推進に関する情報を得るために質問を想定しています。

- ・放課後児童クラブの将来的な利用見込みについて
- ・子育てに対する不安感について

【参考】第2計画策定時におけるアンケート調査

①目的

新たな子ども・子育て支援制度の中で、次代を担う子どもたちのために行う事業を計画的に進める目的で作成する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として教育・保育や子育て支援の利用状況や利用希望などを把握するため

②調査の方法

○調査対象

令和元年11月28日現在で、安平町内で就学前児童（0歳～6歳）を持つ保護者
(全世帯を対象)

○調査件数

241件（1世帯につき1件）

○調査内容

国の子ども・子育て会議で検討され示されたものを基に安平町独自の項目を加え、子ども・子育て会議子育て会議委員の意見を聴取し作成

○配布方法

町内認定こども園在園児の保護者へは、園経由で配布
未就園児の保護者へは、郵送で配布

○回収方法

オンライン回答フォームへの入力

○調査期間

令和元年12月2日（月）～令和元年12月27日（金）

③配布・回収状況

配布数	回収数	回収率（%）	有効回答数	有効回答率（%）
241	125	51.86%	125	51.86%

④調査項目

分類	調査項目
子どもが病気の際の対応	<ul style="list-style-type: none">病気等で通常の事業を利用できなかった経験の有無その際の対処方法とその日数病児、病後児保育の利用希望の有無病児、病後児保育の望ましい形態病児、病後児保育を利用したいと思わない理由

	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を休んで子どもを看病することの困難度
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> ・私用、通院等で不定期に利用している事業 ・事業の利用日数とその目的及び望ましい形態 ・事業を利用していない理由 ・泊りがけで家族以外に預けた経験の有無とその預け先 ・泊りがけで家族以外に預ける場合の困難度
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得の有無（母親、父親） ・育児休業を取得していない理由 ・育児休業取得後の職場復帰の有無とその時期（実際と希望） ・3歳まで育児休業を取得できる場合の希望取得時期 ・希望の時期に職場復帰しなかった理由 ・短時間勤務制度の利用の有無 ・短時間勤務制度を利用しなかった理由 ・育児休業給付や保険料免除の制度の認知度 ・1歳までの育児休業取得と保育利用の確保の関係
現在及び今後希望する事業の提供場所	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、子ども園等（町内、町外） ・地域子育て支援拠点事業（町内、町外） ・子育て短期支援事業（町内、町外） ・ファミリーサポートセンター（町内、町外） ・一時預かり（町内、町外） ・延長保育（町内、町外） ・病児、病後児保育（町内、町外）
子育て全般	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する情報の取得方法 ・家の近くの子どもの遊び場について感じていること ・子育ての楽しさや喜び、不安感や負担感 ・不安感や負担感の解消に必要なこと ・町に対して望む子育て支援 ・子育て支援施設や事業の認知や利用、今後の希望の有無 ・子育て支援施設や事業を利用した方の満足度
自由記載	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育環境の充実など子育ての環境や支援への意見

子どもの権利って どんなものがあるの？

○ 権利ってなんだろう？

権利とは非常に難しいことばですが、「ほかの人にじゃまされないよう守られるもの」

○ 子どもの権利は大きく分けて以下のようなものがあります。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
例えば、住むおうちがあり、きれいな水や栄養のあるごはんをたべ、かぜをひいたときには病院に行くことができる。



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
例えば、学校で勉強したり、友達と遊んだりして自分の才能（力）を伸ばし、成長できること。



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
例えば、あらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸せに生きられること。



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること
例えば、子どもの意思が尊重され、自分のやりたいこと、やってみたいことについて自由に発言や活動ができる権利です。



令和4年9月29日開催
第20回安平町子ども・子育て会議
資料3

次期（第3期）安平町子ども・子育て支援事業 計画の策定について

第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき、第2期の「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間として策定しています。

そのため、次の5年間（令和7（2025）年度～令和11（2030）年度）を計画期間とする、第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和6年度中に策定する必要があります。

次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた今後のスケジュール（イメージ）

○ニーズ調査/子どもの権利意識調査 【令和5（2023）年7月～令和6（2024）年3月】 ※第2期：令和元年12月実施	○現計画の反省評価 【令和5（2023）年1月～令和6（2024）年6月】 ※第2期：令和元年11月～令和2年3月 庁舎内の評価 子ども・子育て会議の評価
○素案提示・意見聴取＜子ども子育て会議＞ ○ニーズ調査票配布・回収 ＜未就学児保護者向け＞＜就学児童保護者向け＞ ○子どもの権利意識調査票配布・回収 ＜就学児童・生徒向け＞（小中学生対象） ○ニーズ調査の集計・分析 ○子どもの権利意識調査の集計・分析	



【令和6（2024）年7月～令和7（2025）年3月】※第2期：令和元年11月～令和2年3月
○次期計画（素案）作成
○素案提示・意見聴取 ＜子ども子育て会議＞ 令和7年2月頃
○次期計画（案）決定 令和7年2月
○パブリックコメント実施＜一般住民向け＞ 準備：令和7年1月 実施：令和7年2月 〔方法〕町ホームページ掲載・町担当窓口閲覧・町広報誌掲載
○次期計画決定 令和7年3月上～中旬
○次期計画報告＜安平町教育委員会・安平町議会・北海道＞ 教育委員会：決定後の直近委員会にて 安平町議会：決定後の直近議会又は全員協議会等にて 北海道：令和7年3月中旬提出 → 3月下旬承諾



子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI) 進捗報告

2022.9.29 第20回子ども・子育て会議 資料4



2022/9/20

1

資料概要



これまで子ども・子育て会議においてご報告してきた、安平町のCFCIに関する取組みを簡単に振り返り、現在の進捗などをご報告します。

- 序 章 振返り～CFCIとは...
- 第1章 子どもの権利条約とは...
- 第2章 CFCI実践自治体として...
- 第3章 CFCIに対する安平町の考え方
- 終 章 安平町の取組み

2022/9/20

2



序 章 振返り～CFCIとは…

この章では、

- ・用語や概要説明
- ・2022年2月広報内容

などを振り返り、CFCIとは何か再確認します。

CFCIとは…

Child
Friendly
Cities
Initiative



こどもにやさしいまち

→ づくり事業

CFCIとは…

- ・子どもの権利条約を具現化する活動
- ・子どもをまちづくりの主体者として位置づけ
※大人だけではない。
- ・子どもと最も距離の近い市町村の取組み

2022/9/20

5

CFCI実践自治体の承認

2021年12月17日

2024年12月16日

3年間

安平町・ニセコ町・
富谷市・町田市・
奈良市日本初の『CFCI
実践自治体』へ

UNICEF Japan Children and Youth Network
Japan Committee for UNICEF
For more information, visit our website: www.unicef.jp

2021年12月17日

（会場）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会（以下、甲といふ）北海道恵庭市（以下、乙といふ）日本ユニセフ協会子どもにやさしいまちづくり実践実践自治体承認に関する見面会について、以下の内容で終了する。

1. 通過評議と承認結果

乙は甲より日本ユニセフ協会 CFCI 実践自治体として、CFCI を実践するため行動計画を策定し、実践評議会を開催（2021年12月17日～2024年12月16日）の3年間で実践をあげること。

2. CFCI の実践に伴う行動規範

乙は「ユニセフ日本協会子どもにやさしいまちづくり実践実践自治体」になるにあたり、第一回会議として、もCFCI実践の10の標準要素および実践的質問に基づき作成したチェックリストに照して自己評議を行い、PTCAのナシメントで毎会期実施することとする。

3. 第二回会議開催の予定

甲は第二回会議にて、その実践結果を甲乙双方とも丁寧に確認していく事について「会場：日本ユニセフ協会 CFCI 委員会室（北海道恵庭市）」と掲載を行ない、日本ユニセフ協会子どもにやさしいまちづくり実践的質問用紙に記入して提出を行なう。並びに日本ユニセフ協会の実践評議会に乙に付与される。

4. 本実践の監修基準

本実践の監修基準は、甲がCFCIの各項目を目標とするところでの実績及び評議を勘査するよううな行動があること（会場：日本ユニセフ協会 CFCI 委員会室）を監修する監修委員会別冊にて掲載。その会員で本監修会員がモニターや監修評議会員会に記入して提出を行なう。石川エリカ（日本都市子どもにやさしいまちづくり実践実践自治体）をモニターや監修評議会員会に記入して提出を行なう。リザ（実践不評議会となる）をものとする。

以此

甲：企画：日本ユニセフ協会

CFCI 委員会委員会

木下秀一郎

乙：北海道恵庭市

市長

及川秀一郎

6

2022/9/20

安平町が考えるCFCIとは？(2022年2月「広報あびら」より)

- ・子どもたちの意見もききながら進めていきたい。
- ・子どもが当たり前に意見できるまちづくり
- ・**・大人たちをないがしろにするということではない。**
- ・『子どもにやさしいは、みんなにやさしいまち』

例えば、高齢者やしうがいのある方にやさしいバリアフリーは子どもたちや妊婦の方にやさしい。

2022/9/21

7

安平町役場が目指していること

- ・子どもの意見をききながら
仕事を進めること
- ・すべての部署で実践すること

2022/9/21

8



第1章 子どもの権利条約とは…

この章では、
CFCIが子どもの権利条約を具現化する活動であることを踏まえ、条約の内容を概観します。

概要

- ・正式には、「児童の権利に関する条約」
- ・子どもの基本的人権を国際的に保障するもの
- ・18歳未満の子どもを権利主体と位置づけ
- ・大人同様ひとりの人間として認め、成長の過程で特別な配慮が必要な子どもならではの権利を定める。
- ・前文と本文54条からなり、子どもの**生存、発達、保護、参加**の実現・確保を目指す。
- ・1989年国連総会に採択、1990年に発効。日本は、1994年に批准

4つの原則

(日本ユニセフ協会HPより)

「子どもの権利条約」4つの原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2022/9/20

11

四大権利

(日本ユニセフ協会HPより)

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られることが



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になつたら保護され、暴力や搾取、有効な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

2022/9/20

12

条約の内容は？(2022年3月「広報あびら」より)

- ・日本では、「児童福祉法」で、この国の子どもたちとその周りにいる大人たちへ強いメッセージをおくっている。
- ・「**子どもたちに応じた様々な“幸せ”を考えていこう！**」という想い。
- ・これを**『子どもの最善の利益』**と言う。
- ・“権利”とは、「ほかの人にじゃまされないよう守られるもの」

2022/9/20

13

子どもに関する諸権利

- ・前述の通り、子どもの権利条約は、前文と54条の条文からなる。
- ・四大権利と整理したものは、あくまでも大別したもの
- ・個別にみると様々な権利が盛り込まれる。→要条文参照
- ・この中で、第31条は**『休み、遊ぶ権利』**と言われている。



安平町では従前から

- ・『遊び=学び』と捉え、
- ・遊びから得られる非認知スキルの獲得を目指してきた。

2022/9/20

14



第2章 CFCI実践自治体として…

この章では、
CFCI実践自治体が毎年実施する評価作業などについて共有します。
この作業を通じて、マチの皆様からフィードバックをいただくことがCFCI
の肝となっています。
※子ども・子育て会議は、その重要な場面の一つと考えています。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC) モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

- 安平町では、すべての子どもたちが幸せに過ごすことができるよう
する活動を進めている。
その活動一つひとつが、
 - どのように進められているのか
 - その年の進み具合はどうか
 - 来年は、どのようにより良くしていくのか
- この確認作業を毎年していくことで、安平町の活動を少しずつ良
くしていくためのツールとして活用するもの。
- これを**住民の皆さんへ公開することが「CFCI実践自治体」の要件**

2022/9/20

16

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC) モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

1. 子どもの参画

子どもの意見を聞きながらものごとが決められるよう、積極的参加を促すこと

2. 子どもにやさしい法的枠組み

子どもの権利を、国や安平町などが法律などで守る仕組みをつくること

3. 子どもの権利を保障する計画

子どもの権利条約を意識して、子どもにやさしいまちに関する計画を定めて実施すること

4. 子どもの権利を担当する部門や仕組み

子どもたちの将来を見据えてる担当者や仕組みを明らかにすること

5. 子どもへの影響評価

子どもに関わる法律などが実施前から実施後に子どもへどのような影響があったか振り返ること

2022/9/20

17

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC) モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

6. 子どもに関する予算

子どものためにマチのお金が正しく使われること

7. 子どもに関する報告書の作成

子どもの権利に関する実情をデータなどで把握すること

8. 子どもの権利の広報

マチの大人や子どもに、子どもの権利について知ってもらうこと

9. 子どものための独自の活動

子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を守る団体などを支援すること

2022/9/20

18

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

(2022年4月広報より)

10. 当該自治体にとって特有の項目

人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと



【安平町オリジナル項目】

10. 遊び場や学校再建を通じた震災からの復旧・復興

地震直後に少なくなった子どもたちの遊ぶ機会をつくり、地震で失った学校をつくり直すことを定めています。

2022/9/20

19

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

【R3評価及びR4目標】

- ・実物については、項目も多くかつ複雑であることから、添付を省略しています。
- ・詳細については、町ホームページに掲載しています。
- ・記載のURL、二次元コードか「安平町 CFCI 評価」で検索いただくと表示されます。

<https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16400>



2022/9/20

20



第3章 安平町が考えるCFCI ～ CFCIが果たすものとは…

- ・CFCIとはいったい何なのか
 - ・CFCIを通じて何を実現していくのか
 - ・どうして「みんなにやさしい」と言えるのか
- についてまとめます。

安平町(教委)のCFCIの力点

意見表明権 (権利条約第12条)



遊ぶ権 (権利条約第31条)

他の権利をないがしろにするということでは、勿論ない！

「子ども」とは…

子どもとは、発展途上の市民



守られる存在だが、
大人と同じ個人

2022/9/20

23

みんなにやさしい とは…(高齢者と若者の関係性①)

- ・孤独を感じる若者や高齢者が増え、異世代交流から得る恩恵減少
- ・恩恵とは、相互理解と知識の交換から得られる『同じ目的に向かう力』
- ・高齢者は、ボランティアなどを通じて若者の力になることで、やりがいを感じ『生き続ける力』・『若さの源泉』を得ることができないか。
- ・CFCIは、世代間の共感をはぐくむツールである！

2022/9/20

24

みんなにやさしい とは…(高齢者と若者の関係性②)

- ・長寿社会により、高齢者の声がますます強まっている。
 - ・しかし、テクノロジーの進歩と、長寿社会に対応するための変革には、**若者の力**が絶対に必要
 - ・高齢者と若者の力(声の大きさ)の均衡を保つためには、成年で括ると若者の声は少ない。
 - ・つまり、どんどん未成年の声を聞く必要がある。
- ・CFCIは、**世代間の公平機能**であり、
民主主義の調整機能である。

2022/9/20

25

まとめ

子どもにやさしい
“
子どもとともに考える

2022/9/20

26



終 章 安平町の取組み

この章では、

- ・R3の取組み結果
- ・R4の取組み目標

についてご案内します。

R3 実践 児童アンケートの実施

子どもの意見を施策に反映させるため、次のアンケート調査を実施しました。

- ・新しい学校名を決める調査

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1455>

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1475>

- ・新しい学校の制服を決める調査

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1444>

- ・新しい学校の裏庭づくりに関する調査

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1486>

※このほか、子どもがよく利用する道路の廃止に関する調査も実施



R3 実践 あびら教育プラン

特に社会教育の分野で、子どもたちの「〇〇したい！」という考えを取り入れた活動を展開してきました。

- ・活動状況など

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/eduplan>

<https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/3/16150>

<https://foundingbase.jp/m/md4936dbd5d8d>



2022/9/20

29

R3 実践 新しい学校をつくる会

新しい学校の裏庭づくりに関し、子どもと大人が平等に議論を重ねています。

- ・新しい学校をつくる会

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1480>



2022/9/20

30

R3 実践 NPO・企業連携

地域のNPO法人や企業との連携が進み始めています。

- 三菱マテリアル株式会社様
→ 地域の子ども園との木育について、取り組みを継続協議中
- NPO法人ポーラーナ様
→ 木育や子どもの居場所づくりなど



2022/9/20



31

R4 目標 児童アンケートの実施

R3から引き続き、各施策で児童アンケートを実施し、意見を反映させていきます。

目標とするうごき)

- 新しい学校の制服に関する調査
- 新しい学校の校則に関する調査
- その他、児童生徒に関する調査

2022/9/20

32

R4 目標 職員研修の実施

これまで実施していなかった次の研修を実施します。

目標とするうごき)

- ・新規入庁職員研修
- ・中堅職員研修
- ・その他、庁内職員へ向けた研修

2022/9/20

33

R4 目標 他機関連携

これまで実施していなかった次の機関との連携を進めます。

また、企業様とより具体的な連携を模索します。

目標とするうごき)

- ・人権擁護委員協議会
- ・民生委員/主任児童委員協議会
- ・三菱マテリアル株式会社 様
- ・その他の機関

2022/9/20

34

さかえ子ども会（新栄含む）

あびらちょう
安平町の「さかえまち・しんえい」も子どもたちにアンケート

みんなの **これがやりたい！** をおしえてください



し 知ってるかな？「さかえ子ども
かい 会」の**みんなで使えるお金は12
まんえん 万円あるんです！** このお金を
つか 使って「みんなで」やりたいこと、
かね 考えてみてください♪
みんなのやりたいこと、やりた
きも い気持ちを大事にします☆彡

①やりたいこと

たとえば・・・〇〇〇に行ってみたい！見学したい！

・みんなで〇〇〇して遊びたい！

・みんなで〇〇〇を作つてみたい！

・みんなで〇〇〇のボランティアをしてみたい！

・〇〇〇の学習をしてみたい！

・〇〇〇さんを呼んで、お話ししてみたい！などなど♪

②やりたいことの理由（りゆう）



できるだけくわしく教えてください！

<アンケートを書いたら、9月30日までに！>

①裏に書いている役員のお家のポストに入れるか、

②QRコードをスマホで読み取ってアンケートフォームに入力してください。

おかあさん、おとうさんにも読（よ）んでもらってね

※保護者の皆様へ（裏面をご覧ください）



●保護者の皆様へ

・さかえ子ども会では例年、「日帰りバス研修旅行」や「レストランなどでのお楽しみ会」等の活動を実施しています。なお、過去2か年はコロナ禍のため、レストラン券やもとのお食事券を各家庭に配布しました。(昨年度実績:4,000円×対象児童31名)

・そもそも子ども会とは…地域を基盤とした異年齢の集団による、“遊び”を中心とした様々な“豊かな体験”活動を通して、子どもたちの健やかな成長発達を促すとともに、「子どもの夢」と「生きる力」を育む活動集団です。地域の自然、歴史、文化や様々な地域の人々とのふれあいの中で社会性を身につけ、特に異年齢の仲間集団の中で楽しさや喜びをわかちあうことなどにより豊かな人格を築くとともに、各種の体験活動の企画などを通じて自主性を育むことを目的としています。

・なお、安平町では2021年12月、日本で初めて「日本型子どもにやさしいまちモデル」実践自治体としてユニセフ(国連児童基金)から承認され、「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に取り組んでいます。子どもにやさしいまちでは、子どもたちがまちの活動に活発に参加し、子どもたちの声や意見が考慮され、まちの決定や手続きに反映されることが重要と位置付けており、これまで安平町では、子どもたちの遊び場づくりや、震災後の復興としての義務教育学校(早来学園)づくりにも子どもたちの意見が取り入れられています。

・令和4年度のさかえ子ども会の行事についても、子ども会の本来の目的やCFCIの理念を踏まえ、子どもたちの意見や自主性を尊重しながら進めていきたいと考えています。

・各ご家庭におかれましては、お子さんの自由な意見・発想を尊重し、受け入れていただきながらアンケートにご協力いただけすると幸いです。

・アンケート結果については子ども会役員にて内容精査し、改めて子どもたちの意見を聞く機会を設けていきたいと思います。また、場合によっては地域に住む方々のご協力を得ながら行事実施に向けて進めています。

・記載した金額は年度初めのさかえ自治会総会にて審議し決定された「子ども会予算」で、夏休みラジオ体操会の景品(図書カード等)の支出後の残額です。あえて金額を伝えることで、子どもたちが自ら考える力を育むことを狙いとしています。

・なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、事業の中止も視野に入れ検討していきます。

・初めての取り組みのため、至らない点があると思いますが、保護者の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。

さかえ子ども会役員 会長
会計

本アンケートに関する問い合わせ

令和4年9月29日開催
第20回安平町子ども・子育て会議
資料5

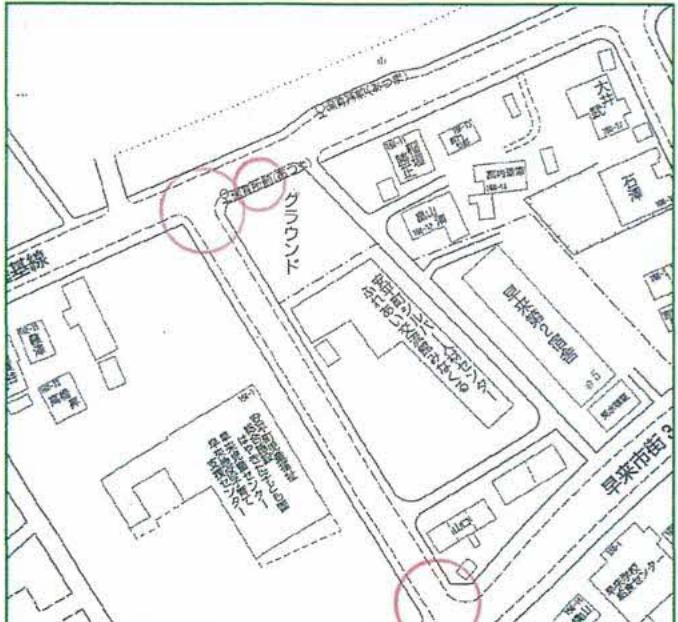
はやきた子ども園一みなくる間
(町道早来公住5号線) の廃道について
【報告】

経過報告①

- 令和3年10月 第19回子ども・子育て会議
 - ↳ 福田委員より子どもの安全性について指摘あり
- 12月 アンケート実施
 - ↳ 子ども園利用者及び職員対象
- 令和4年1月-2月 アンケート実施
 - ↳ 早来小・中の児童生徒対象

経過報告②

- 令和4年3月 定例議会【可決】
 - ↳ 当初予算案・廃道議案・土地無償貸与議案
- 4月 工事入札
- 5月 工事開始
- 6月 工事完了



撮影位置



着工前 完成

着工前

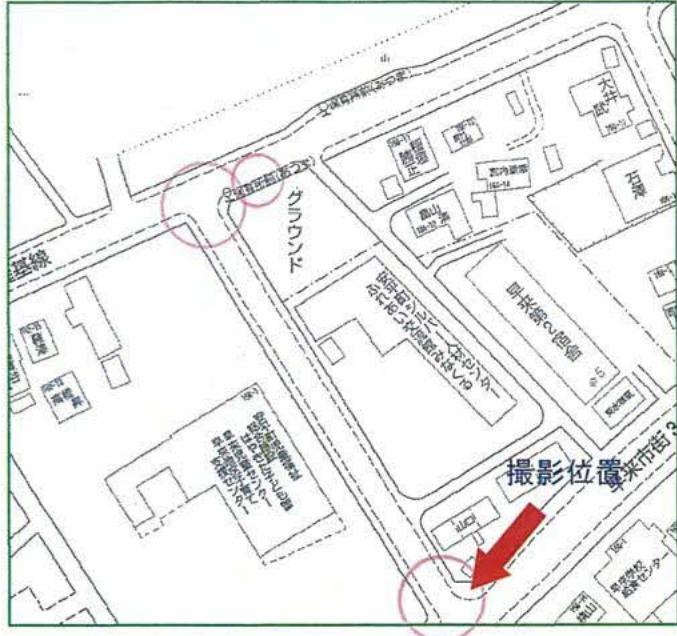
N.1取付道路



着工前 完成

完 成

N.1取付道路



着工前 完成

着工前

N o. 1取付道路

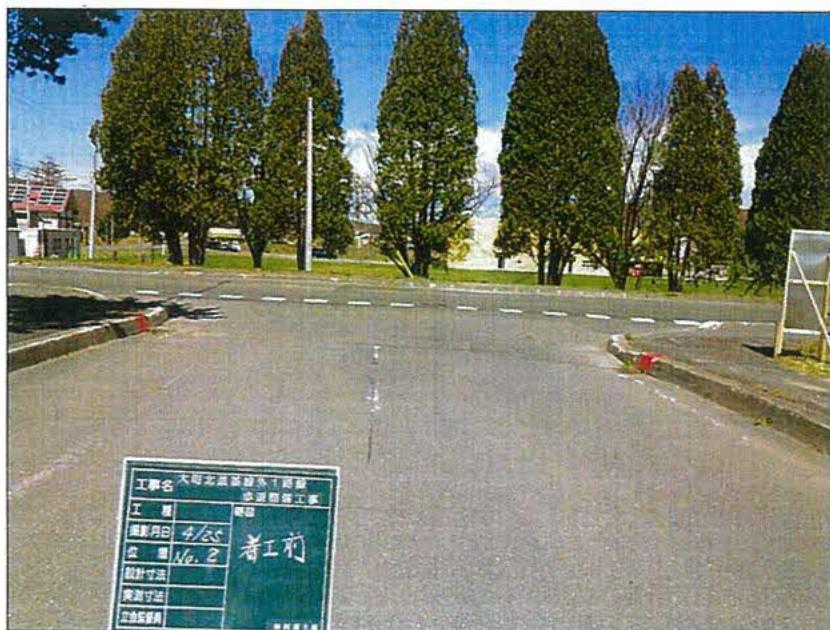


着工前 完成

完 成

N o. 1取付道路





着工前 完成

着工前

No.2歩道整備



着工前 完成

完 成

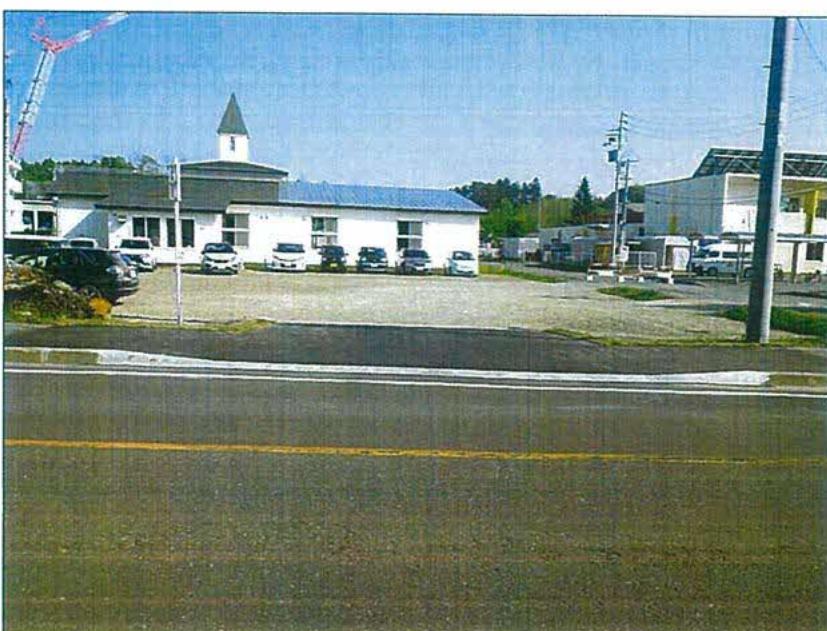
No.2歩道整備



着工前 完成

着工前

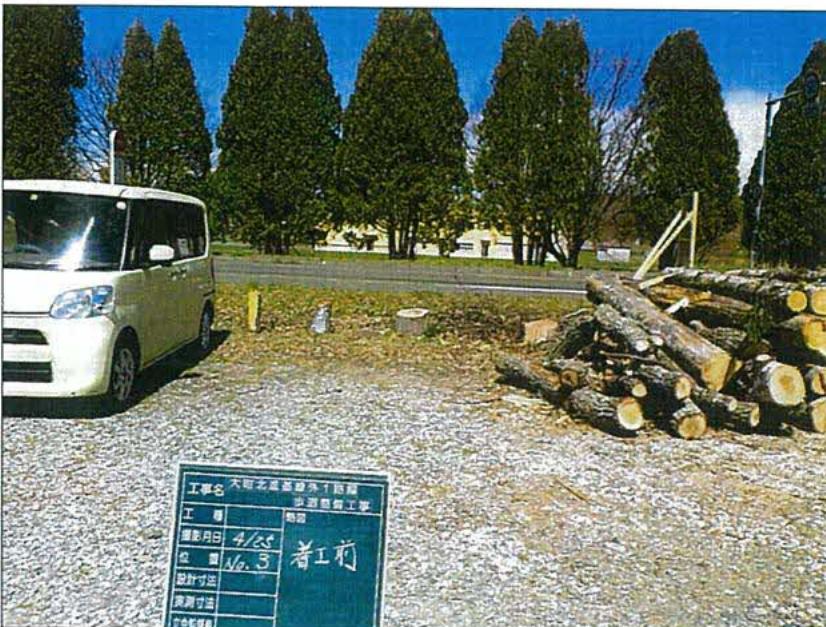
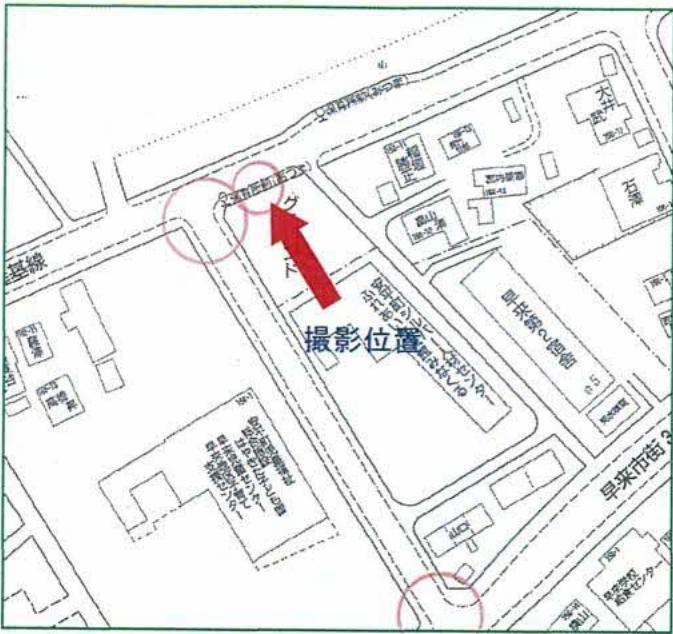
N o. 3取付道路



着工前 完成

完 成

N o. 3取付道路



着工前 完成

着工前

N o. 3取付道路



N o. 3取付道路